

(写)

千労発基0802第1号
令和4年8月2日

千葉地方最低賃金審議会
会長 大澤 克之助 殿

千葉労働局長
江原 由明

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 千葉県調味料製造業最低賃金
（平成20年千葉労働局最低賃金公示第2号）
- 2 千葉県鉄鋼業最低賃金
（平成20年千葉労働局最低賃金公示第7号）
- 3 千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金
（平成20年千葉労働局最低賃金公示第4号）
- 4 千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成20年千葉労働局最低賃金公示第3号）
- 5 千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金
（平成20年千葉労働局最低賃金公示第5号）
- 6 千葉県各種商品小売業最低賃金
（平成20年千葉労働局最低賃金公示第8号）
- 7 千葉県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成20年千葉労働局最低賃金公示第6号）

千葉県における特定最低賃金の改正決定の申出一覧表(令和4年度)

特定最低賃金の件名	申 出 者	適用される労働者数(A)	1 左の 3	申出者が代表する労働者数(人)				申出組合数	(a)労働協約等の賃金の最低額(円)	(b)現在の特賃額(円)	申出ケース
				(B)	(B)/(A)	労働協約	その他				
調味料製造業	日本食品関連産業労働組合 総連合会千葉地区協議会	3,530	1,177	1,296	36.7%	557	739	5	965	889	公正競争
鉄 鋼 業	基幹労連千葉県本部	15,848	5,283	8,766	55.3%	8,766		11	1,064	1,023	労働協約
一般機械器具製造業	JAM東京千葉 千葉県連 ほか2団体	13,836	4,612	4,223	30.5%	1,073	3,150	23	1,024	922	公正競争
電気機械器具製造業	全日本電機・電子・情報 関連産業労働組合連合会 千葉地方協議会 ほか1団体	14,470	4,823	6,863	47.4%	6,863		12	1,066	981	労働協約
精密機械器具製造業	JAM東京千葉 千葉県連絡会	2,345	782	931	39.7%		931	3	(1,042)	887	公正競争
各種商品小売業	千葉県小売産業別最賃労組 連絡会議	21,242	7,081	10,746	50.6%	10,746		2	960	848	労働協約
自動車(新車)小売業	自動車総連千葉地方協議会	10,390	3,463	6,016	57.9%	5,153	863	9	1,028	922	公正競争

精密機械器具製造業の最低額は、労働協約で定められたものではない。